

13

令和 6 年第 4 回

多治見市議会定例会追加議案

令和 6 年 8 月 30 日

目 次

議第97号 多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて……	1
--	---

議第97号

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年8月30日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に、「扶養義務者に限る」を「者に限る」に、「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第5号中「父の扶養義務者」を「父の配偶者若しくは扶養義務者」に、「父の生計」を「父と生計」に、「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定中「扶養義務者に限る」を「者に限る」に改める部分及び同項第5号の改正規定中「父の扶養義務者」を「父の配偶者若しくは扶養義務者」に、「父の生計」を「父と生計」に改める部分は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、令和6年11月以後の月分の医療費の支給に係る受給資格者の認定について適用し、同年10月以前の月分の医療費の支給に係る受給資格者の認定については、なお従前の例による。